

第 7 7 回青森県森林審議会

議 事 録

日時：平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日（水） 午後 1 時 3 0 分～

場所：ラ・プラス青い森 2 階「メープル」（青森市）

1 議 事

(1) 諮問事項

- ア 下北地域森林計画（案）について
- イ 津軽地域森林計画変更計画（案）について
- ウ 三八・上北地域森林計画変更計画（案）について

(2) 報告事項

- ア 次期「攻めの農林水産業基本方針」について
 - (ア) 推進基本方針の概要について
 - (イ) 森林・林業関連施策について
- イ 森林・林業施策の取組状況について
 - (ア) 東日本大震災の津波による海岸防災林のマツ枯れについて
 - (イ) 放射性物質による野生きのこ類の出荷制限について
 - (ウ) 松くい虫被害の状況について

2 出席委員（8名）

- ・ 上野 正蔵 委員
- ・ 齋藤 渉 委員
- ・ 佐藤 時彦 委員
- ・ 佐藤 光子 委員
- ・ 宿利 一弥 委員
- ・ 高樋 忍 委員
- ・ 本間 家大 委員
- ・ 柳澤 泉 委員

3 県側出席者

- ・ 青山副知事
- ・ 成田農林水産部次長
- ・ 小田原団体経営改善課長

- ・野呂林政課長
- ・一戸林政課課長代理
- ・林政課各グループマネージャー
- ・その他関係職員

4 関係機関

- ・地方独立行政法人青森県産業技術センター
木村森林環境部長

5 審議経過

発言者	発言内容
司 会	<p>それでは、ただ今から「第77回青森県森林審議会」を開催いたします。開催にあたりまして、知事の挨拶がございます。</p>
青山副知事	<p>皆さん、こんにちは。私は、副知事の青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日、三村知事、公務都合により出席できません。知事から開会にあたりましての挨拶を預かって参りましたので、代読させていただきます。</p> <p>本日は、年末で御多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。皆さまには、日頃から本県の森林・林業行政はもとより、県政全般にわたって格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、県では、平成26年度からの県政の基本方針となる「青森県基本計画未来を変える挑戦」を策定し、本県を取り巻く様々な環境変化やこれまで取り組んできた10年間の成果を踏まえ「強みをとことん、課題をチャンスに」を基本コンセプトに、「世界が認める『青森ブランド』の確立～買ってよし、訪れてよし、住んでよしの青森県～」の実現に向けて、県民の皆様と思いを共有し、果敢にチャレンジしていくこととしております。</p> <p>「青森ブランド」の実現に当たり、農林水産業は、本県の基幹産業として重要な役割を担っており、とりわけ北国の風土に育まれた緑豊かな森林は、県土を保全し清らかや水を育み、地球温暖化防止にも貢献するなど、多様な公益的機能を発揮しており、それを支える林業の振興を図っていくことが肝要と考えております。</p> <p>このため、本県が国に提案し制度化されました「木材利用ポイント」の活用による県産材の利用促進や、大型木材加工施設の立地、県産材製品を販売できる人財の育成など、スギを中心とした県産材の需要と販路の拡大を図るとともに、林内路網整備や森林施業の集</p>

	<p>約化による搬出間伐、施業集約化に不可欠な提案を行う森林施業プランナーの育成など、森林所有者の森林整備意欲を高める林業経営基盤づくりを積極的に進めていくこととしております。</p> <p>また、本年4月、社団法人青い森農林振興公社が整備してきた分収林が県に移管され、県民共通の「公共財」である「県民環境林」として新たにスタートいたしました。県民負担の軽減を基本に、適切な管理と経営に万全を尽くして参ります。</p> <p>県としては、これらの着実な推進が森林の整備と林業・木材産業の振興、さらには地域の活性化に繋がるものと考えておりますので、皆様には、一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、「下北地域森林計画（案）」等について御審議いただくこととしておりますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。</p> <p>平成25年12月18日、青森県知事 三村申吾 代読。本日はよろしくお願いいたします。</p>
<p>司 会</p>	<p>本日の審議会には、舘岡委員、田村委員、田中委員の3名が所用などのため欠席となっております。また、二本柳委員には、若干遅れて到着ということでございます。</p> <p>よって、現在のところ出席委員は8名で、委員総数12名の半数を超えておりますので、「青森県附属機関に関する条例」第6条第3項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>ここで本日の出席者を紹介させていただきます。</p> <p>（名簿順に出席委員を紹介）</p> <p>続きまして、県側の出席者を紹介いたします。</p> <p>（県側の出席者及び関係機関の出席者を紹介）</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、同条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会の会長が議長を務めることとなっております。そのため、上野会</p>

	<p>長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、上野会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今、御紹介いただきました上野正蔵でございます。議長の重責をすることになりました。どうぞよろしくご指導のほどお願いいたします。暫くの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、まず議事録署名者を決めたいと思いますが、前例に従いまして議長から指名することにご異議ございませんか。異議がないようでありますので、それでは「本間委員」と「佐藤時彦委員」をお願いいたします。</p> <p>本日の案件は諮問事項が、「下北地域森林計画（案）について」「津軽地域森林計画変更計画（案）について」「三八上北地域森林計画変更計画（案）について」の3件であります。</p> <p>また、報告事項が2件あります。</p> <p>それでは、最初に諮問事項について、県から当審議会に対して諮問をお願いいたします。</p>
青山副知事	<p>諮問書、森林法第6条第3項の規定により別添下北地域森林計画（案）及び津軽地域森林計画変更計画（案）、三八上北地域森林計画変更計画（案）について、貴会の意見を求めます。</p> <p>青森県森林審議会 会長 上野正蔵殿 青森県知事 三村申吾 よろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>青山副知事は、所用のためここで退席をさせていただきます。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。それでは、ただ今の諮問事項について、事務局から説明をお願いいたします。野呂課長。</p>
野呂課長	<p>本日の森林審議会の説明に当たり、私から地域森林計画制度の概要、下北地域森林計画（案）の主な計画事項につきまして要点を述べさせていただきます。</p> <p>（配付資料により、概要を説明）</p> <p>以降、計画の詳細につきましては、担当グループマネージャーから説明させますのでよろしくお願い申し上げます。</p>

白山GM	<p>林政課森林計画グループマネージャーの白山と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>私から、下北地域森林計画（案）及び津軽地域森林計画変更計画（案）、三八上北地域森林計画変更計画（案）について説明させていただきます。関係する資料は、資料2、3、4ですが、説明は資料1の概要版と資料5のパワーポイントで行います。</p> <p>（配付資料により、下北地域森林計画（案）及び津軽地域森林計画変更計画（案）、三八上北地域森林計画変更計画（案）について概要を説明）</p> <p>最後に、下北地域森林計画（案）及び津軽、三八上北地域森林計画変更計画（案）については、平成25年11月12日から12月11日まで公告縦覧を行いました。これらの計画案に対しては、意見の提出がなかったことをご報告します。</p> <p>なお、下北地域森林計画（案）及び津軽・三八上北地域森林計画変更計画（案）については、国との事前協議中であり本協議において語句等の修正指導等があった場合は、それに応じて修正等を行うこととなりますのでご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>以上で、私から諮問事項の3件の説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から下北地域森林計画（案）、津軽地域森林計画変更計画（案）、三八上北地域森林計画変更計画（案）についてのご説明がありました。これより質疑に入ります。どうぞ御発言をお願いいたします。ただ今の説明について御発言ございませんか。事前の参考資料を御理解いただいたものとして御発言ないと認めてよろしいですか。</p> <p>それでは、質疑がございませんので、これで諮問事項についての審議を終了いたします。</p> <p>これから、諮問事項に対する答申について、委員で協議したいと思います。委員以外の方々は、ただ今から協議が終了するまでの間、</p>

	<p>この場からご退席願います。</p> <p>～委員による協議、委員以外は退席～</p> <p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>答申書が出来ましたので、知事に対して答申書をお渡しします。</p> <p>下北地域森林計画（案）及び津軽地域森林計画変更計画（案）、三八上北地域森林計画変更計画（案）について答申いたします。</p> <p>『平成25年12月18日に諮問のあったことについて、当審議会の意見は次のとおりであります。「原案のとおり決定するのが適当である」以上でございます。』</p> <p>それでは、次の案件である報告事項2件について、事務局から説明をいたします。事務局、お願いします。</p>
野呂課長	<p>それでは、報告事項2件につきましてご説明させていただきます。</p> <p>はじめに、次期攻めの農林水産業推進基本方針の概要について、農林水産政策課の高谷課長代理から説明させます。</p>
高谷代理	<p>農林水産政策課課長代理の高谷でございます。それでは、私から資料6に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>説明に入る前に、若干、御報告させていただきますが、この次期基本方針でございますが、今月中に策定できる見込みとなっており、現時点では、まだ案でありますことをご了解いただきと思っております。</p> <p>（配付資料により、次期攻めの農林水産業推進基本方針の概要を説明）</p> <p>なお、先ほど冒頭に申し上げたとおり、この基本方針につきましては年内に策定して1月中には製本して出来るのではないかと見込んでおります。この方針自体には、こういった内容のほかに、例えば、県内で収益性アップを実現している事例でありますとか、あるいは各種データ、用語の説明などを加えまして全体では150ページほどのボリュームになることから、今、まとめ作業を進めているところです。私からは、以上、説明を終わらせていただきます。</p>

野呂課長	<p>続きまして、資料7に基づきまして、攻めの農林水産業基本方針に係る森林・林業関連施策について御説明させていただきます。</p> <p>(配布資料により、攻めの農林水産業基本方針に係る森林・林業関連施策の概要を説明)</p> <p>以上で報告事項について終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、御報告事項2件について御説明がありました。これについて御意見または御提言など、委員の皆さんには御自由に御発言いただきたいと思います。</p> <p>なお、最後の方に、「その他」の件として皆さんに意見を述べる機会もありますので、取りあえずこの報告事項2件についての御意見なり、御提言なりがありましたら御発言いただきたいと思います。</p> <p>どうぞ、斉藤委員。</p>
斉藤委員	<p>斉藤です。</p> <p>何も喋らないで帰るのもちょっと寂しいかなと思ひまして、何か喋らなくちゃ駄目かなと。攻めの農林水産業ということで、今、説明があり、1つは、大規模工場とバイオマスということのお話がありました。1つお聞きしたいのは、3年前に検討委員会というものがあって公募した。そこから検討委員会が開催されないでそのまま尻切れトンボになっているという状態です。それから、ここ1、2年どうも決まりそうだという、県外からの噂でこういうのが出来るという話をいろんなところから聞きます。また、県外のお客さんからも聞かれるということがあります。その辺のご説明、今の時点で出来る範囲で結構ですが、その辺を御説明いただきたいと思います。</p>
議長	野呂課長

野呂課長

まず、大型木材加工場の件でございます。

今、委員が言われたとおり、3年前に立地プランを策定し、平成24年度はそれを公募しました。公募してその内容を検討してもらうということで、検討委員会を立ち上げてましていろいろ御苦勞お掛けしたと思います。

ただ、その公募に当たって手を挙げていただいたのが、福島県の林業会社でございます。手広くやっております、非常に私共も期待をしました。期待をして検討委員会に諮る準備を進めたところでございます。

しかしながら、そこは父が社長、息子が専務ということで、家族経営されているところでございます、社長はやりたい、青森県に大型工場を整備したい。ところが息子の専務は、そこにやっても手が回らないということで、家族会議で反対しているのか、会社の役員として反対しているのか、非常にその家庭内でごたごたがございまして、結果として青森県に立地というのが、今のところ足踏みの状態にあります。

よって、検討委員会が開かれていないというのが実態でございます。

その後、今年の3月末から4月にかけて、大手住宅メーカーや岩手県の業者に、私共が立地推進プランということで県内外に説明に歩きました。その中の1社の方が、青森県に条件次第では工場を立地してもいいよという声掛けがございました。それについて、今、鋭意詰め段階でやっている状況にございまして、はっきり申し上げて、まだ正式には何ら決まっていません。ただ、立地を前提として協議を進めているということでございます。

その協議が整えば、A材、B材、C材というのがありますが、B材を中心とした加工場で、丸太を大根の桂剥きにみたいにロータリーでスライスして単板を作り、単板を全部貼り合わせて柱だとか、様々なものを製作するLVLというものを製造することを前提として協議しているというところでございます。

それらの協定が正式に決まれば、改めて検討委員会の方々に御説明する機会を設けたいと考えているところです。

それから、もう1点、バイオマス発電でございます。先ほど、説明したとおり、1つは平川市の方にバイオマス発電の計画があります。具体的には、もう既に準備に取り掛かっております。もう1つは八戸市の方でバイオマス発電の計画がございます。これはまだ計画の段階でございます。

平川市の場合は、様々ありますけどもバイオマス発電に利用するバイオマスは、板材や柱だとかを取るA材、合板のB材、それからチップだとかのC材などを除いた、「からすどまり（ドンコロ）」だとか枝葉の部分を利用して燃やしていくというのが理想だと私は認識しております。

ところが、今のところ、例えば、平川市では、黒石市にはこういう方がいる、あるいはこういう森林組合がある、ここでは年間で何千立方メートル扱っているという状況にあります。その何千立方メートルというのは、燃やせる木、燃やせないことはないけども、燃やすにはもったいない木を燃やそうとする計画でありますので、枝葉などの部分を集めるシステムを構築して機械を導入する、そういうシステムを導入しない限り、事業の具体的な着手というものについては慎重にならざるを得ないのかなと考えています。

ここに宿利委員も出席されておりますけども、やはりA材、B材を燃やすというのは、私はもってのほかだと思っていますので、勿論C材、チップに供給しているC材、それも高ければいいんでしょうけども、チップの業界にも影響があるということになれば、それらも考慮したチップにならない材を燃焼させるというのが基本だと思っていますので、そういう、いわゆる国有林でいうシステム販売といいますか、そちらもいろいろ御協力いただければなと思っていますところでございます。

少し長くなって申し訳ございません。以上です。

議長	齊藤委員。
齊藤委員	<p>まず1つは、そうすれば検討委員会というのは、今のところまだあるということでもいいんですかね。何かあのまま尻切れトンボになっているので、いろいろな人から「あれ、どうなっているんだっけ」というふうな、噂と絡まってそういう話が出てくるので、ひとつその辺をお聞きしたいということ。</p> <p>それから、もう1つは、今、青森にはスギの専門の製材所がないんですが、八戸地区のスギの製材所は、スギの丸太が買えないという状況になっています。スギの伐採した材料というか、丸太が出てこないことが一番の大きい原因なんですけど、仕事は結構あるんだけど物がない。丸太が買えないという状況が、今、ずっと続いているということです。</p> <p>最後のバイオマスの関係で、私、特に最近そう思うんですが、こういう状況で製材所が丸太を買えない。そうすると資源がない、今の伐採量を何割増しかにするということでバイオマスだとかそういうものが出てくる話なんだろうけども、本当にそんなに資源が青森県にあるのか。約6割が国有林ですから、ここに署長さんがいらっしゃいますけども、青森県の木材産業がどんどん発展すると、将来的には少しずつ増やすということは検討していただけるでしょうけども、じゃ、大型木材施設が出来たから来年から3割増しに伐採しますということは多分国有林はやってくれないでしょうし、そうすれば、さっきの下北の森林計画じゃないんですが、2割5分か3割ぐらいの民有林の中で、本当にやっていけるのかなと思います。</p> <p>それから、さっき課長さんがおっしゃったようなA材、B材、C材、福島なんかは、かなりバイオマスが進んでいるところですが、一般の建築材に使えるようなものまでバイオマスで燃やしているという状況、材料がなくなれば今の原子力と一緒にとにかく燃やしていかないと電気が得られないということですから、そうなってくると、高い材でも何でもとにかく買って燃やすというふうなことを行</p>

	<p>ってしまうのではないかなど、非常に不安な面があるものですから、その辺の計画について検討委員会がどこからどこまで入るか、その間は県の林政課なりが対応してそれをチェックするのか、そのチェックの問題と資源の量の問題をきちんと考え合わせた上で、誘致の検討を是非お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	野呂課長。
野呂課長	<p>検討委員会はまだあるのかどうかについて、なくなってはごさいません。ただ、開けない状況にあるということで御理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、私も詳細は分かりませんが、丸太が買えないということについて、確かに今、木材の価格が非常に上がっていると聞いております。その1つは、台風の災害等で林道、作業道が相当被害を受けて、出材されるべきものが出て来れない状況にあるというのが1つの原因だということも聞いております。</p> <p>それから、様々な要因があろうかと思いますが、このまま丸太が出てこないということはないだろうと私はみています。私共の計画でいきますと、今現在、74万立方メートルぐらい生産されています。確かに74万立方メートルのうち国有林が多いのも事実でございすけども、これから民有林の材も充実して出てくると、私共は踏んでいるところでございす。</p> <p>それから、検討委員会の中にバイオマスが入るのかどうかについて、残念ながらバイオマスにつきましては、大型木材加工場の概念と同じだとは認識しておりません。よって、バイオマスについては、別な角度で私共行政側として対応していきたいと考えているところでございす。検討委員会に状況を報告することはかまいませんが、大型木材加工場という概念に特化した形でやっていきたいと考えているところでございす。以上です。</p>

議 長	<p>その他、ございませんか。佐藤光子さんはいかがですか。</p> <p>はい、宿利委員、よろしくお願いします。</p>
宿利委員	<p>森林管理署の宿利でございます。</p> <p>今、お話も少し出ましたので、発言をさせていただきます。</p> <p>まさに、今、ありました木材が製材工場の方々から見ますと、原木が足りないということは、本県だけではなくて、もう少し東北地方とか、あるいは西日本も含めた形で全国的なそういう傾向があるやに聞いておりました、私も詳しく分析しているわけではないんですが、いろいろと住宅関係で、消費税の引き上げを見込んだ駆け込みであったり、非常に旺盛な需要で原木が需給のミスマッチといたしますか、そういうようなお話を聞いております。</p> <p>青森県内には、国有林を管轄している、5つの森林管理署、支署がございまして、それぞれ計画的に木材の生産に努めているということでございます。</p> <p>ただ、なかなか今年の天候が林道を傷めたり、そういうことで予定どおり行っていないという状況も国有林についてもございます。</p> <p>先ほど、下北森林計画区は、国有林の方が面積が多いということで、他の計画でも国有林が多くございますけれども、中には森林生態系保護地域のような林業の対象にしないエリアもございます。</p> <p>また、人工林で今、生育途上のところは、私共の方も間伐をしたり、民有林、県庁ともいろんな連携をとりながら計画的な施業に努めているところでございます。</p> <p>木質バイオマスの関連で、現在、使われているもの以外に木質資源が増えて供給出来るかどうかというようなお話があったんですけども、私の考えで申しますと、野呂課長様からもありましたけども、A材、B材、C材、要するに建築用で使えるもの、合板用、それぞれ、お魚で例えれば、良いところはお刺身で取りますし、それ以外のところはまたいろいろ煮付けだとか、無駄なく使うというようなことで、1本の木がいろんな部分で、良いところ、良くないところ</p>

	<p>が出てくるわけですし、燃やして使うというのは、一番、末木枝条と言っているような部分になるというふうに私も思っております。</p> <p>実際に伐採現場でもその辺が搬出されずに、林地に残って未利用の状態というのがかなりございまして、その辺と一緒に利用されれば一番理想的だろうと思えますけども、良いところを取った後の林地残材と言われる状態になってしまいますと、それをわざわざまた、お金を掛けて集めるというのも大変なことになってきます。</p> <p>その辺を予定調和といいますか、上手く利用していただければいいんでしょうけれども、それが今、生産されている木材とは別にバイオマスのために新しい山を伐ります、ということにはなかなか参りません。そこは、人工林の成長だとか、間伐は10年ほどぐらいを目処に繰り返すだとか、そういうルールでいきますと、伐れる資源量というのは、自ずと制約があるという状況にございます。ご参考までです。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。佐藤光子委員どうぞ。</p>
佐藤光子 委員	<p>2点、お聞きしたいんですが。</p> <p>まず1つは、今のバイオマスのこともそうですけども、攻めの農林水産業の報告の方で、県民負担の少ない森づくりというお話がありましたけど、これは、少し私としては、環境の整備の方も森林の方でやるのか、その辺の線引きはどうなっているのか、というのが1つの疑問です。</p> <p>もう1つですが、先ほどの諮問事項の報告について、いろんな説明があり、審議して承諾という形での審議会では承諾したんですけども、少しお聞きしたいのは、資料2に「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」ということが載っていました。それを家で見えてきたんですけども、先ほどの説明で「林道の開設及び拡張に関する計画」が、実績がなかったにも係らず、これは絶対この基本的な事項のところに入るものであるから、絶対入れなければならないけどもなかったのでもいいのかなというのと、あとなかったのであれば「努</p>

	<p>力したけどなかった」ぐらいの報告が必要じゃないかなというのを感じました。その2つでございます。</p>
議 長	野呂課長
野呂課長	<p>県民負担の少ない森づくりという1点目でございます。</p> <p>実は、森林、山を手入れ、あるいは造林した場合、国から補助金が出ます。約7割程度の補助金が出ます。あとの3割は、自己負担ということでございます。</p> <p>この自己負担が、木材が非常に高い状況、昭和55～56年頃ですと、1立方メートル3万5,000～6,000円してましたので、1ha伐採して木を植えるということになれば、当然、それに見合った自己負担をしても、何ら支障のない木材価格でした。</p> <p>ところが今、1ha伐採しますと、若干高くなっていますけども、せいぜい150万程度にしかならない。植えるのに1ha、約100万、手入れに20～30万掛ります。</p> <p>そうしますと、何十年経っても150万の山に、今現在、150万、130万ぐらいつぎ込めるのかどうか。それに対応して補助金は出ますが、いつまでも森林の公益的機能を維持するために、補助金をあてにして、なおかつ森林所有者の負担というものに頼った森林の政策といいますか、そういうのをやっていいものかというのが非常に最近問題になっております。</p> <p>それらをなるべく恩恵を受けている人、県民、国民、それから一般の企業等が何らかの手助けが出来ないだろうかというのが、県民負担の少ない森づくりという概念かと思えます。</p> <p>先ほど言いましたとおり、企業の森と称して、どこどこの企業が、例えば、東芝、それから三菱東京UFJ、それから先ほどいいましたように9社ぐらいありますけども、そういう形でいろいろ応援していただいていると県民負担が結果として少なくなります。</p> <p>それから、もう1つは、J-VERと称して二酸化炭素を吸収した場合、森林が吸収しますが、それをクレジットとして金額を計算</p>

して販売しております。

先ほど言いましたとおり400万ほど売れている。結果として県民負担の少ない森づくりというのに多少なりとも貢献しているというのがまず第1点でございます。

それから、林道の実績がなかったことについて、確かにこれは、林道を作る際に、私も実際やったことがございますが、線引きして、ここは絶対必要だということとして、林道を森林計画で計画します。実際林道の実施計画に入るとなれば、ちょっと待ってくれ、うちの山が潰れてなくなってしまう、これはちょっとまずいなと。総論賛成、各論反対というのが非常に多くございます。

それで、私共、総論賛成の段階でこういう計画を立てていきますけど、実際、現場に入りますと、同意を取り付けることが不可能だったとか、市町村の財政事情により実施できないとか、現に実績が上がらないというのも事実でございます。

今、市町村、あるいは地方公共団体、全てが非常に財政的に逼迫しており、市町村の職員の給料の削減だとか、それから新たな投資の削減など、そうした中で林道というのは、非常に重要なポジションにあるとは思いますが、まず1つは、生活保護だとか、いわゆる生活に直結するような問題。次に、目の見える市町村道、最後の最後に林道。どうしても優先順位が低くみられがちだというのも事実でございます。

確かに、委員が言われるとおり実績がなかったのにこれだけ計画するのかとの御発言について、私は非常に歯がゆい面はございます。しかしながら、道路が無ければ本当に何も出来ないというのが今の現状かと思えます。今、親は自分の山がどこか分かっているけども、代替わりして息子が全然分からない。何故分からないか、その山の現場まで行くのに1時間も歩いていかななくてはならないから行けない。そこに車を通すための道路が必要だというのは、みなさん賛成していただけます。

実際、その道路を作るとなれば、総論賛成、各論反対ということ

	<p>でなかなか上手い具合にいかないというのが事実でございますので、何卒御理解いただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>その他、何かありませんか。なければ、その他も含めて皆さん、御発言ください。佐藤時彦委員。</p>
佐藤時彦委員	<p>今、木質バイオマスという視点で、私、建築やっていますけど薪ストーブをやる方が非常に増えてきています。薪にふさわしい木が広葉樹、ナラとかクヌギとか、そういうことなんだと思うんですが、どうもスギを使っても、今の良い薪ストーブだと十分燃やせるし、ロスも少ないということで、スギの薪を作る動きをしたいと思っています。</p> <p>今、会員が40家族いる「薪ストーブ愛好会」というものを運営してしまして、徐々にこの会の組織も、小さい任意の団体なので大した力もないですが、徐々に会員も増えていくと、先ほどの未利用材ということで、上手く活用出来ればという、単純にそういう話なんですが、運搬する問題とか、マンパワーをどれだけ使うんだとか、いろんなことはあるんですが、基本線として考えていきたいと思っています。</p> <p>それで、今、スギの間伐というと少し前は伐り捨て間伐というようなこともあったんだと思うんですが、今は搬出間伐といいますか、山から出しきるということをしているんだと思うんですが、実際に山の現場では、殆ど全てが搬出間伐になっているのか、伐り捨て間伐も民有林というか、個人の山では行われているのかということをお聞きしたいのと、搬出間伐だとして、それでもA材、B材、C材ということで使えないものを山に置いてくるんだと思うんですけども。それは、どのぐらい山には残るものかなというところの2点。</p> <p>それからもう1つ、別のお話で木材利用ポイントという県産材エコポイントがきっかけを与えたという、今、国でやっている木材利用ポイント制度の現在の青森県の申し込み件数といいますか、実績をもし把握されているのであれば、どのぐらいきているかというこ</p>

	とを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。
議 長	野呂課長。
野呂課長	<p>搬出間伐、それから伐り捨て間伐、従前の国の補助体系では、伐り捨て間伐も1haいくら、それから搬出する間伐も1haいくら、同一の場でやっていたけども、森林林業再生プランだとか、直接支払制度など補助金の体系が変わってから、基本的に搬出する間伐を主として、搬出した量に基づいて補助金を出すという形に変わりました。</p> <p>それらによって昨年、西日本を中心にヒノキが暴落したという事実もございますけども、今のところ、搬出する間伐を主として補助しているというのが実際でございます。</p> <p>よって、それに対応しきれないで間伐がなかなか進まないというのも本県ではございます。</p> <p>それから、A材、B材、C材、勿論、全部A材というわけにはいかないと思います。間伐材ですので、A材が2割程度か、3割あればいい方かなと思います。あとはB材、C材ということで、いわゆる林地残材として私共が把握しているのは、約3割しか利用されていない。約7割は林地に残っているという調査結果がございます。</p> <p>それから、木材の利用ポイントと今のところ、本県の発行ポイントの件数は89件で、2,642万1,000ポイントということで、2,640万円ほど本県に発行されているということでありませう。全国でいきますと、6,672件、18億7,446万円という状況になります。こういう概念でいってもなかなか分からないかもしれませんが、先ほど言いましたとおり、県産材のエコポイント300件でした。それからみると出足が若干少ないのかなと。ただ、金額は大きいので、それ相応のものにはなっているかと思いますが、金額的にはほぼ同じぐらい、件数は少ないという状況にあります。</p>

議 長	その他、ございますか。はい、柳澤委員どうぞ。
柳澤委員	<p>極めて生活者目線の意見だと思って聞いていただければありがたいと思います。丁度、先週、ある県内の商業団体さんから取引シートなるものをこんなに持たされて、東京のサプライチェーンさんのところに商談のマッチングに行って来たんですけども、よくそういう機会があると、ちょっとミスマッチが多いなど。こちらの方から出すものと、お客様が欲しがると非常にミスマッチが多いなど、凄く感じる人が多いんですね。</p> <p>例えば、この森林の材なんかに関しても、多分、住宅材として出したいというのが一番だと思うんですが、一方で、住宅を建てたい人というのが、例えばシンボリックな使い方をする。大きな柱1本、青森県産のものを使ってとか、テーブル、こういうのが、というのを凄く望んでいる人もいて、そうすると、住宅メーカーさんとそういうのを含めてお客様への住宅建築提案というの、そういう方法もあるんじゃないのかなというふうに私は凄く感じます。</p> <p>さっき、斉藤委員がおっしゃっていましたが、いろんなお話を企業さんとか、メーカーさんから聞かれたり、問い合わせがある時に凄く資源量というところを一番最初に聞かれるんですね。やっぱり、全体でどのぐらい増えて、そのうちの使用可能な分はどのぐらいでということを出して、そういう打ち合わせの場に行くということがとても多くて、これあと、サプライチェーンをどこまで提案出来るかというところが凄く問われるので、木材に関しても、いろいろこういう資料があるからこれを見ればいいんじゃない、という話だと思うんですけども、そのところが本当に提案する時にやっぱり現実のものって、本当にオーダーがくるとすぐ動くという感じなので、そこがいつもリアルタイムで、ちゃんとした数字が提示出来る、というところを整えていく必要があるのかなというふうに感じています。ちょっと意見だけで申し訳ないんですが、そんなことを感じました。</p>

議 長	はい、野呂課長お願いします。
野呂課長	<p>大変ありがとうございます。</p> <p>そのミスマッチも常々私共もそういうのは痛感しているのも事実でございます。</p> <p>以前ですと、さあ作った、さあ持っていけ、という時代でしたけども、さあ作った、さあ買っていけ、持っていけというのは通用しない。あなた方、何を求めているんですかというのを常に念頭において、何といたしますか、商品開発といたしますか、やっていかなきゃならないのかなど。もう住宅材としても、あらゆる取り組み方法というのは、お隣の佐藤さんもそうですし、それから高樋委員もそうですけども、その住宅に関しては専門分野ですので、相当努力していると思います。私共も、良いような見せ方といたしますか、そういうのは常々念頭に置かなくてはならないのかなど思っております。</p> <p>例えば、はっきり申し上げて最後のエンドユーザーが何を求めているかというのが、非常に疎い点も深く反省しなければならないのかなど思っているところでございます。様々な機会において、私共に適時アドバイスいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	他にございませんか。はい、どうぞ。佐藤時彦委員。
佐藤時彦委員	<p>その他ということで質問させていただきたいと思います。</p> <p>何年か前から日本の森林を中国外資と言われる中国の方々がどうも購入しているというお話が騒がれてきていまして、最近、私、その件について、ある方からお話を伺いまして、山の世界で誰も知らない中で民有林の個人の山がいろんな方に売買されていって、危惧されることは、水源の確保ですとか、土砂災害が起きたりした時の次の手当てをするのにどうなるか。所有者がはっきり把握出来ていないと動きも出来ないとか、いろんなリスクもあるということ懸念するようになってきているらしく、今現在、日本で11の都道府県がそういう水源確保のために山林の所有権売買、売買する上での</p>

	<p>事前届出制を敷くというような条例を作っているそうです。6県が今、そういう条例を作るための動きをしているということで、もう既に、本県も取り組みされているのかもしれませんが、山林の売買をするうえでの事前届出制みたいなこと、第三者の外資がどんどん買っていくのを抑止するとか、監視するための制度に関して、青森県としては、今、どういう動きをされているのか。また、これからの課題なのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、野呂課長。</p>
<p>野呂課長</p>	<p>この外国資本による森林の買収というのは、はっきり申し上げて非常に危機感を持って私共も対応を検討しているのも事実でございます。</p> <p>先ほど、委員が言われたとおり、事前の届出制、それから条例の制定、様々、その方策はございます。私共が把握しているそれらも、どういう義務が生じるのかとか、様々、検討しているところでございます。</p> <p>今現在の状況ですと、私共の県は、条例制定はしていません。今、より所としているのは国土利用計画法というものがございまして、1 ha 以上の土地を売買した場合は、知事に届け出の義務がございまして。国土交通省管轄でございますけれども、それらで監視するのがまず1点。それから1 ha 未満でも、平成24年4月1日に森林法が改正になり、1 ha 未満でも新たに森林所有者となった場合は、相続も含めて、市町村に届けなければならない状況にあります。他県でいま条例を制定されているのが6県、それから事前届出制の事実も把握していますけれども、そこで、条例を制定して、その後、何か良い改善点があるかないかというところまで注視しているところです。条例制定したから、全てそれで良しということにはいかないだろう。と言いますのは、私、野呂がやったけども、裏では、そのまた裏では外資からお金を貰っている場合もあるわけです。それらを十分把握出来る条例なのかどうか、それをやることによって、その条例に</p>

	<p>基づいて外国資本による取り引きが抑止されているのかどうか、それらを十分検討していかなければならないのかなと考えています。</p> <p>いずれにしても、私共、重要な水源地だとかそういうところについては、保安林として管理、監視するというのも1つの方法かなと思っておりますので、ここは絶対に外国に買われては困るというところについては、保安林に指定してしまう。保安林に一旦指定すると開発等については十分そこを監視出来るという点もありまして、そういう手立てでいまやっているところでございます。いずれにしましても、条例制定した効果があるかどうか、それによって抑止されているのかどうか、その辺も監視、注視していく状況にあります。</p> <p>なお、本県では、今のところ外国資本による買収の事例というのはございません。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、ございませんか。</p> <p>それでは、報告事項2件についての御意見や御提言をいただきました。また御発言がない方々でも無言の提言が沢山ございます。それぞれの立場で執行部は、皆、委員の方々の考え方を理解していると思っておりますので、それらも全て含めて今後、反映していただければありがたいと思っております。それでは、以上で打ち切ります。</p> <p>それでは、委員の皆さまには活発な御意見をいただきましてありがとうございました。県当局においては、各委員から出されました意見、提言、出されなかった委員の提言、意見というものを思いながら、今後の森林・林業施策の展開の参考にさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>これをもって本日の案件は全て終了いたしました。</p> <p>皆さまのご協力によりまして、議長の座を降ります。</p> <p>本当にありがとうございました。</p> <p>ただ一言最後に申し上げますが、もう間もなく暮れでございます。今日の御出席の皆さん全ての方々、そして県民の全ての方々の来年こそまた良い年でありますことを心からお祈りして議長の座を降り</p>

	<p>ます。ありがとうございました。御協力に感謝申し上げます。</p>
司 会	<p>上野会長、どうもありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、農林水産部成田次長から挨拶を申し上げます。</p>
成田次長	<p>本日は上野会長さんをはじめ、委員の皆さまには熱心な審議、そして原案どおり方針を決定させていただきましてありがとうございました。</p> <p>また、様々な御提言、御意見、心より感謝申し上げます。</p> <p>その中にありました、この本県の豊かな森林の資源をどうやって守って将来世代に引き継いでいくか。その一方では、木質バイオマスなどの資源を活用して林業振興をどう図っていくかというのが本県の森林林業の課題だと認識しております。</p> <p>この課題を解決していくためにも、本日、御審議いただいた森林計画に基づいて、間伐の実施、林道の整備、さらには県産材の販路拡大、それから斉藤委員からもお話がありました、木材加工施設の立地、こういったものがしっかり進むように取り組んでいきますので、委員の皆さまには引き続き本県森林・林業の施策の推進について、御理解と御協力をお願いいたしまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は本当にありがとうございました。</p>
司 会	<p>これを持ちまして、本日の審議会を終了致します。どうもありがとうございました。</p>